

報告第11号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月22日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第7号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月3日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和5年8月10日 午後0時20分頃
- 2 事故発生場所 茨城県笠間市長兎路1051番地3  
常磐自動車道下り友部サービスエリア 駐車場
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 常磐自動車道下り友部サービスエリアの駐車場で、公用車をバックで駐車したところ、車両の停止後にパーキングボタン及びサイドブレーキの操作を失念した。シフトレバーはニュートラルの状態であったため、車両が後退してしまい、公用車後部が駐車中の相手車両の前面と接触し、車両を損傷させた。
- 5 損害賠償額 458,546円
- 6 市の過失割合 100%